



宮 崎 県 公 報

令 和 6 年 2 月 8 日 (木 曜 日) 第 481 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

規 則

○性別記載欄見直しのための関係規則の一部を改正する規則…………… (人権同和対策課) 1

告 示

○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (福祉保健課) 2
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 (“ ”) 2

頁

○保安林の指定予定の通知 (3件) …………… (自然環境課) 2
○指定納付受託者の指定…………… (国際・経済交流課) 3
○令和6年度における特定調達契約に係る競争入札参加資格等…………… (物品管理調達課) 3

公 告

○土地改良区の土地改良事業計画変更の認可…………… (農村整備課) 4
○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し…………… (管理課) 4
○都市計画の変更図書の写しの縦覧…………… (都市計画課) 5

規 則

性別記載欄見直しのための関係規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年2月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第3号

性別記載欄見直しのための関係規則の一部を改正する規則

(宮崎県ふぐ取扱条例施行規則の一部改正)

第1条 宮崎県ふぐ取扱条例施行規則(昭和34年宮崎県規則第1号)の一部を次のように改正する。

別記様式第2号中 「性別」を「」に改める。

(身体障害者福祉法施行細則の一部改正)

第2条 身体障害者福祉法施行細則(平成5年宮崎県規則第29号の2)の一部を次のように改正する。

別記様式第7号中「男・女」を削る。

(宮崎県農業科学公園管理規則の一部改正)

第3条 宮崎県農業科学公園管理規則(平成9年宮崎県規則第48号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号、別記様式第4号及び別記様式第7号中 「申請者 住所
電話番号
フリガナ氏名
性別 (男・女)
生年月日 年 月 日」

「申請者 住所
電話番号
フリガナ氏名
生年月日 年 月 日」に改める。

(宮崎県特定診療科専門研修資金貸与条例施行規則の一部改正)

第4条 宮崎県特定診療科専門研修資金貸与条例施行規則(平成31年宮崎県規則第18号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中 「性別 勤務先の名称」を「」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(用紙に関する経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の各規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第66号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和6年2月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
さくら調剤薬局 都城店	都城市大王町26街区15号	令和5年11月1日
さくら調剤薬局 高千穂店	西臼杵郡高千穂町大字三田井 506-1	令和5年11月1日
小林デンタルケア クリニック	小林市細野 341番 1	令和5年12月1日

宮崎県告示第67号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の2（第55条第2項において準用する同法第50条の2）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和6年2月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
園田歯科医院	都城市上川東2丁目3号11番	令和5年10月7日
康田産婦人科医院	日向市永江町1丁目129番地	令和5年10月25日

宮崎県告示第68号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和6年2月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 小林市東方字木浦木5941-21、5941-25、5941-33、5941-112、5941-121、5941-123、5941-145
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西諸県農林振興局並びに小林市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第69号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和6年2月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字岩井川字山の頭3088-4
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第70号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和6年2月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 小林市南西方字出ノ山1131-1839・1131-1846（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1131-79、1131-1817、1131-1837、1131-1838、1131-1840、1131-1843から1131-1845まで、1131-1858、1131-1872
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字出ノ山1131-1846（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西諸県農林振興局並びに小林市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第71号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の2の3第 1 項に規定する指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和6年2月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定納付受託者の指定を受けた者

名 称	所 在 地
株式会社NTTデータ	東京都江東区豊洲3丁目3番3号

- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等の種類
旅券発給手数料
- 3 指定をした日
令和6年2月5日
- 4 指定納付受託者に納入させる期間
令和6年2月5日から令和6年3月31日まで

宮崎県告示第72号

令和6年度において、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年宮崎県規則第69号）第2条第5号に規定する特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）並びに競争入札参加資格審査の申請の方法及び時期等を次のとおり告示する。

令和6年2月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
別表に掲げる種目のとおり
- 2 競争入札参加資格
物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号。以下「要綱」という。）に基づく知事の競争入札参加資格審査を受け、競争入札参加資格を有すると認められた者であること。
- 3 競争入札参加資格審査の申請の方法、時期等
- (1) 申請の方法
要綱第3条第1項に規定する競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）及び申請書に添付する書類（要綱第3条第2項に規定する添付書類をいう。以下同じ。）は、持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）により提出すること。
なお、申請書類（申請書及びそれに添付する書類をいう。以下同じ。）を提出する際に、参加希望の入札案件がある場合は、当該案件名を申し出ること。

- (2) 申請書類の受付期間

申請書類は、随時（土曜日、日曜日及び祝日並びに令和6年12月30日、同月31日、令和7年1月2日及び同月3日を除く。午前8時30分から午後5時まで）受け付けるが、競争入札参加資格審査が参加を希望する競争入札に間に合わないことがある。

- (3) 申請書の配布場所及び申請書類の提出場所並びに申請についての問合せ先

宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橘通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985（26）7208

なお、申請書は、県庁ホームページの「申請書ダウンロード」の画面からダウンロードすることができる。

- (4) 申請書類の作成に用いる言語及び通貨

申請書類の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

なお、申請書に添付する書類のうち外国語で記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

- 4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格審査の結果は、郵便により通知する。

- 5 競争入札参加資格の有効期間及び更新手続

- (1) 有効期間

競争入札参加資格を取得した日から令和8年9月30日までとする。

- (2) 有効期間の更新手続

有効期間の更新を希望する者は、令和8年7月1日から同月31日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に有効期間更新の申請を行うこと。

- 6 その他

要綱に基づき5(1)の有効期間に係る競争入札参加資格を有している者（この告示の公表の際現に競争入札参加資格の申請を行っている者を含む。）は、同じ種目の競争入札参加資格を要件とする競争入札については、この告示による申請の必要はない。

別表

業 種	営 業 種 目	種 目
物品に関する業種	文具・事務機類	紙・文具
		事務機器
		OA機器
		視聴覚教材機器
		印章
	一般機械器具類	家電製品
		電気機器
		通信機器
		厨房機器
		防災保安機器
		工作機器
		その他
	医療・理化学機器類	医療機器
		理化学機器
計測機器		
介護福祉機器		
農林水産土木機器類	農林水産業機器	
	建設土木機器	
材料類	土建用資材	

	車両・船舶・航空機類	標識	サービス (役務の提供) に関する業種	賃貸業務	書籍
		塗料			古物買受
		諸材			その他
		車両販売・整備			電算機器
	印刷類	船舶販売・整備	広告・宣伝	事務機器	
		航空機販売・整備		その他	
		バイク・自転車		広告代理	
		平版活版		催事企画展示	
		軽印刷		デザイン制作	
		フォーム印刷		その他	
	薬品類	特殊印刷	電算業務	電算処理 (システム開発含む)	
		青写真		データエントリー	
		航空写真・マイクロ写真		その他	
		医薬品		その他	クリーニング
		農業薬品			運送
	化学工業薬品	廃棄物処理			
	燃料類	調査・研究・検査			
	家具・木工類	石油製品	保守・点検		
		高圧ガス	食事・給食		
	寝具・被服類	家具・木工	保険		
		室内装飾・畳	文化財保存・修復		
		寝具	その他		
		被服・装備品			
	百貨・日用品類	消防・警察用品			
		靴・鞆			
		百貨			
		記念品・美術品			
		写真・カメラ			
時計・貴金属					
ガラス・陶器					
楽器					
スポーツ用品					
金物・荒物・雑貨					
食品					
看板・旗類		看板			
		旗・染物			
その他	シート・テント				
	肥飼料・種苗				

公 告

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、江田山崎土地改良区 (宮崎市) の土地改良事業計画 (維持管理事業) の変更を認可した。

令和6年2月8日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

建設業法 (昭和24年法律第 100号) 第29条第1項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

令和6年2月8日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となつた事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可 (般-2) 第1401号	木村鐵化(株)	木村 正剛	宮崎県延岡市大武町39-19	一般	土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、鋼構造工事業、舗装工事業、水道施設工事業	令和5年12月18日付けで廃業した旨の届け	令和5年12月18日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-2) 第 12839号	宮崎環境設計(有)	野中 勝	宮崎県宮崎市佐土原町下那珂3959-3	一般	建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業	令和5年12月20日付けで廃業した旨の届け	令和5年12月20日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-1) 第 13297号	(株) L I E B E	坂上 政幸	宮崎県宮崎市江平東町9-12Lビル 203号	一般	建築工事業	令和5年12月26日付けで廃業した旨の届け	令和5年12月26日 (全廃業)
宮崎県知事許可	(有) 渡木組	甲斐 寛之	宮崎県延岡	一般	機械器具設置工事業	令和5年12月	令和5年12月4日

(般-3)第 14305号			市小峰町63 88-1			4日付で廃 業した旨の届 け	(全廃業)
宮 崎 県 知 事 許 可 (特-5)第 236号	許斐建設(株)	許斐 泰将	宮崎県東諸 島郡綾町大 字入野1205	特定	解体工事業	令和5年12月 25日付で廃 業した旨の届 け	令和5年12月25日 (一部廃業)
宮 崎 県 知 事 許 可 (般-1)第 11979号	(株)九南フィー ルドエンジニア リング	大塚 和征	宮崎県北諸 島郡三股町 大字蓼池44 79	一般	塗装工事業	令和5年12月 7日付で廃 業した旨の届 け	令和5年12月7日 (一部廃業)
宮 崎 県 知 事 許 可 (般-5)第 13141号	(株)ビッグハウ ス	立箱 尚登	宮崎県西諸 島郡高原町 大字広原字 荒迫4881- 18	一般	解体工事業	令和5年12月 13日付で廃 業した旨の届 け	令和5年12月13日 (一部廃業)

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和6年2月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画を定める者の名称
日向市
- 2 都市計画の種類
日向延岡新産業都市計画用途地域
- 3 縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県日向土木事務所

--	--